

# 民間資金等活用事業推進委員会 第52回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

# 第52回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：令和2年2月19日（水）9:57～11:22

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

出席者：【PFI推進委員会委員】石原委員長、根本  
委員長代理、上村委員、佐藤委員、谷口  
委員

【内閣府】井上統括官、石川審議官、  
波々伯部参事官、富田政策参与、  
石田参事官、宇根企画官

## 1. 開 会

## 2. 議 事

- (1) PPP/PFIの更なる推進に向けた施策の方向性について（案）（計画部会）
- (2) 期間満了PFI事業検証ヒアリング結果および  
PFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方について（事業推進部会）
- (3) 民間提案制度に関する調査・検討について（事業推進部会）
- (4) 公共施設の非保有手法に関する調査・検討について（事業推進部会）

## 3. 閉 会

○波々伯部参事官 それでは、10時の定刻よりも少し早うございますけれども、委員の先生方、皆さんおそろいでございますので、ただいまから第52回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、現在の委員数8名のうち、5名の委員の方に御出席いただいております。定数である過半数に達しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日は、オブザーバーといたしまして、民間資金等活用事業推進機構の半田社長にも、御出席をいただいております。

それでは、今後の議事につきましては、石原委員長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

○石原委員長 まず、議事の1でございますけれども「PPP/PFIの更なる推進に向けた施策の方向性について（案）」が出ておりますので、これにつきまして、御審議をいただきたいと存じます。

この案につきましては、お取りまとめに御尽力いただきました柳川計画部会長、根本部会長代理におかれましては、それぞれ専門的なお立場から大変精力的な御議論をいただきまして、本日、御提出いただいている次第でございます。

本日は、柳川部会長が御欠席と伺っておりますので、根本部会長代理より冒頭に報告お願いいたしました後に、事務局のほうから、御説明をよろしくお願いたします。

それではどうぞ。

○根本委員長代理 根本でございます。代打として御説明をさせていただきます。

計画部会のほうは、従来、具体的に指摘されておりました問題点につきまして、個別に掘り下げていくことをしてきております。最終的には8つの項目に取りまとめておりました、極めて具体的なものもあれば、かなり幅広く、様々な論点を含むものも入ってございまして、具体的な論点につきましては、非常に細かく議論をさせていただきまして、一定の方向感を得たものと考えております。

少し広めの論点としては、例えば3番目の「キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入」のように、まだ具体的なところまでは必ずしも至っていないですけれども、確実に必要になるだろうと思われるところを現時点で検討できるところまで、できるだけ具体的に考えたというものでございます。

全体をまとめる中での議論として一つありましたのは、8つの項目に絞っておりますけれども、8つの項目の並べ方とか、区分の仕方によって、出せるメッセージがかなり変わってくるのではないだろうかということで、最終的に事務局のほうでも大分苦勞をされて、この順番とかも配列していると思うので、後ほどの説明の中で出てくるとは思いますけれども、全体の施策の方向性があった上で、こういう順番に並んでいるのだということも、合わせて御審議をいただければと思っております。

以上でございます。

○石原委員長 それでは、事務局のほうから、よろしく願いいたします。

○事務局より議事1「PPP/PFIの更なる推進に向けた施策の方向性について（案）」説明

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの項目につきまして、皆さんからの御質問、御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 質問になるのですけれども、今の御説明のBOTの特例なのですけれども、課税標準の課税というのは法人税という理解でいいのですか。

○宇根企画官 これは固定資産税と都市計画税、あと、不動産取得税の3つの税金となっております。

○石原委員長 先ほど根本先生からお話がありましたが、全体の狙いの中でも、順番等についても、事務局のほうがいろいろ苦労したというような御指摘がございましたけれども、いかがでしょうか。

○宇根企画官 済みません。説明が漏れておりました。

全体で8個項目があるのですけれども、大きく3つのグループに分かれておまして、最初の1と2がコンセッションの推進に関わるような施策として挙げさせていただいているということでございます。

2つ目のグループとしては、3ポツのキャッシュフローを生み出しにくいインフラと、あとは、4ポツのファイナンスの選択肢の拡大と、BOT税制の拡充ということで、民間のPPP/PFIへの参入拡大を今も進めているのだけれども、さらなる施策が必要ではないかということでも挙げさせていただいております。

あと、6、7、8については、地域のPPP/PFIを推進することをイメージして、3つ目のグループとして挙げさせております。

以上です。

○石原委員長 上村委員、どうぞ。

○上村委員 上村でございます。

前回、このテーマが上がってございましたときに、私は欠席をしましたので、ペーパーを出させていただいたと思います。そういう意味では重複するのかもしれませんが、この計画部会において、さらなる推進に向けたいろいろな方向性、こういった施策が進んできたからこそ、次なる推進に向けて有意義な案が出されて検討されているということは承知の上で、幾つか問題点をもう一度言わせていただきます。

まず「4. ファイナンスの選択肢の拡大（SPC株式の流動化に向けた課題等）」なのですけれども、これは、やはりSPCの株式をさらに流動化するというところで、非常に画期的で面

白くて、こういうことがあるからこそ意欲が湧くという反面、やはり市民の、あるいは国民の共有財産でございますので、それが流動化されていくことは、課題も多いと考えます。

もちろん譲渡先に関しては、関係者等の理解を初め、いろいろな歯止めといいますか、するとしても、どういう売り先に、特に流動化といったときには何か、もう何かばらばらになるイメージで、しっかりした人たちの主体が見えなかったり、また、その流動化の先の流動化みたいなのところも出てきたり、子会社の子会社の孫会社みたいなのところも出てきたり、これはよほどしっかりとしたガイドラインを置いて、丁寧にどういうやり方の方向性がいいのかを検討をしませんといけません。一つには、非常にインセンティブが湧くとは思いますが、他方では、そんな乱暴なことをしてもいいのという感覚が、私にはどうしてもぬぐえないものがありますので、具体的にどういう一つの譲渡承認をするかというのは、もう少し細かく規定していくべきだと思います。それが1点目です。

2点目は、6番の地域経済活性化に対するPPP/PFIの推進のための地域の加点というところですね。加点制度は確かに、現実問題、やはり外から来たというか他府県や、地方であれば東京のプロジェクトが入札で落としていくというよりは、やはり地域内の企業が頑張ってもらいたいという気持ちは非常に分かるのです。しかしこれもまたケースバイケースで、地域外のほうが、やはり画期的なやり方だとか、さらに進んだアイデアがあったりする場合もありますし、気持ちとしては地域内の方に努力していただきたいというのがあるのですが、加点の持ち方、どれぐらい加点を、どのように、誰が加点していくのかということも、配慮事項ということですが、一律にはいかないのではないかなという気がいたします。

もう一つ、7番の地方公共団体が要するアドバイザー費用は、ぜひ民間コンサルタントにアドバイザーになってもらって、その費用も負担していくことは賛成なのですが、この問題に絡めまして、パブリック側のアドバイザーになったことによって、今度は民間側のアドバイザーにつけないという利益相反になってしまうという問題が常にあります。

現実にPPP/PFIを推進していくのに必要なのは利益相反という考え方ではなく、むしろ民間側とパブリック側をコーディネートし、極端に言えば、両方に同じコンサルタントがつくこともあり得ることであって、今、官のアドバイザーをやったら、もう一切、民のアドバイザー、その他コンサル業務を受けられないということがあって、どちらが値段がいいとか、安い高いという問題はあるにしても、官のアドバイザーについたら、民のアドバイザーにつけなかったら、官のアドバイザーにつくコンサルは限られてくると思うのです。

むしろPPP/PFIを推進するためには、アドバイザーというよりは、両者をもう少しコーディネートしていく。特に地方の経験不足の公共団体の場合であれば、初めて手がけたりするわけですから、そういうものをうまくまとめ上げていくコーディネートも含めてやるようなアドバイザーでないと、一旦官側についたら民側につけませんよという今のやり

方では、官につくところもなくなってくるし、この在り方自体をもう少し、せつかくこの課題があるのであれば、今一度、少し施策としても考えていただきたいなと思います。

以上です。

○石原委員長 今、上村委員から3点ほど御指摘がございましたけれども、委員会の中では論議としてはいかがですか。

○石川審議官 それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目のSPCの株の流動化です。

こちらについては、根本先生もいらっしゃいましたけれども、拙速はよくないのではないかという意見も確かにございました。やはり民間資金を活用するのがPFIでございますから、民間資金が入りやすいようにするためには、1回投資したら抜けられないのではなくて、1回投資してうまくやったら、その持ち分を誰かに売れるということが、市場拡大に大事だというような意見もございました。

そのため、4ポツの「施策の方向性」のところで「管理者等関係者の理解が得られやすいと考えられる譲渡先や、譲渡後のSPCの運営の在り方等をガイドラインにおいて具体的に示すなどの環境整備」ということで、やはりこういうものがないと所詮管理者は納得しない、絵に描いた餅となるから、ここをきちんとやってくれと。そのときに事務局から幾つか案を出しましたけれども、比較的同意があったのは、いきなりインフラ投資法人によるのではなくて、もともとSPCに出資していた会社と、信頼できる、例えば年金基金のようなところが私募ファンドをつくって、それで株式の譲渡制限をかけた上で、管理者の理解を得られるならば、そこに限り売ってもいいのではないかというような案を示させていただきました。

いずれにしても、ここは金融庁とも相談した上でこういう考え方にしたのですが、きちんとそういうガイドラインを整備した上で、流動化に向けてという、実際に流動化を進めるのは、既に閣議決定されたガイドラインにも書いてあって、その方向は、そうなっているのですけれども、きちんとした環境整備を図ることは重要だとなりました。

○石原委員長 上村委員の御心配を加味した上での推進となっていますね。

○上村委員 今おっしゃった年金基金みたいなところが、一つイメージにあるのは理解できておりますので、ガイドラインをしっかりと示すことと、それから、無議決権みたいなものをやはり入れて、議決権のないようなところの流動化もやると入れていただきたいなと思います。

○石原委員長 ほかの2点はよろしいですか。

○上村委員 ほかの2点はこれからですね。

○石川審議官 説明が足りませんでしたけれども、無議決権株も発行しているSPCがありまして、こちらについては流動化も自由ということで、議決権がないので、これは今でもそのような取り扱いになっております。

次に、2番目で地域企業です。やはり地域以外でも当然有効なアイデアがあるし、全部

地元で固めるのがいいという委員さんは誰もいらっしゃらなかったもので、結果として、6ポツの「施策の方向性」の最後の段に加点とあるのですけれども、地域経済社会の成長につながるような提案ということで、地域優先という言い方をしないことにしております。

3番目ですが、アドバイザーの件がございました。我々はいろいろなPFI事業を700件以上見ていますけれども、発注者を支援するコンサルタントさんは、やはり受注をしようとする民間事業者のコンサルタントには入らない。しかし、別の事業であれば、その同じコンサルタントさんが、今度は民間事業者側の取りまとめをやったりということで、コンサルタントさんなどにヒアリングすると、発注支援でコンサルタントをしたのは何件、受注側を応援したのは何件というような格好で、同じ会社で分担してやっているような事実がありますので、どこかの自治体の発注支援をやったら、その他の自治体とか、同じ自体の別の事業の受注者側のコンサルができないということではございませんので、御説明いたします。

○上村委員 私が申し上げたのは、同じプロジェクトでやれるようなことも、将来は考えていただきたいと思います。一旦官の別の事業に入らないと、それはもちろん全然ないわけですけれども、むしろ仕立て上げていくためには、現実問題として、本当に何が重要かということの地点に立っていったときには、要は、コーディネーターというのは、官と民をつなぐコーディネーターというようなものも、案件に関しては、もちろん入札ですから、何かそういった機密が、コーディネートとなるとならないのではないかなというようなことになるのかもしれませんが、全部が全部そういうものではなく、官の側のここをもうちょっと工夫したら、民側として入札しやすい、応募しやすいというものを仕立て上げていくような視点も必要です。これは次の段階かもしれません。

これはこれで、7の意味は、アドバイザー費用を支援するのが目的の項目でございますので、これ自体は、別に賛成でございますけれども、このテーマが出ましたので、合わせて、意見として申し上げました。それはそういう意味でございます。

○石原委員長 本日の議事録が出ますので、そういったことは次のときに、提案として出てくると御理解いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

○上村委員 結構でございます。

○根本委員長代理 ちょっと補足でいいですか。

上村委員からの御指摘はごもっともなことばかりなのですが、部会の中でどういう議論があったかということだけ御紹介すると、まず、1番目の譲渡制限に関しては、管理者の同意を得るための論理立てが重要であるということは共通認識だったので、そもそも、譲渡すると要求水準が満たされなくなっていく心配があるというような意見はなかった。それはなぜかというと、要求水準そのものは変わらないわけです。それに基づいて締結されている契約も変わらないわけです。なので、誰がやるかということは変わるかもしれないけれども、何をどのようにやるかということについては変わらないわけですので、それに対しての懸念は部会の中では出ませんでした。

例えば給食センターのPFIというのは、誰がやってもいいわけですがけれども、HACCPの基準という強力な衛生基準があるので、それを満たしている分には、事業の中身の劣化というようなことを心配する必要はないでしょう。逆に言うと、そういうことが守られるようにしっかりと譲渡契約をしていこうということでありました。

これは水道コンセッションのときに、民間がコンセッションをとると水質が悪化するのではみたいな、そういう懸念があったかと思うのですがけれども、そういうのは論理的におかしくて、水質基準がしっかり存在している以上、あえてそれを劣化させるような方向に行くことはないでしょうというのが共通の理解だと思いますので、その延長線上かなど。日本の経済というのは、そういう意味では自由主義で、誰でもできるようにする代わりに、必要な制限はしっかりかける。それは資格であったり、基準であったり、かけていくことが根底にあるので、そういう理解の中で出てきた話でした。

2番目はおっしゃるとおりだと思います。

3番目に関しては、部会の中では余り議論はされていないのですが、今、お話を聞きながら思ったのは、岩手県の紫波町のプロジェクトがそうなのです。町の代理人というPPPエージェントをつくりまして、そこが次々にプロジェクトを生み出していく。町の意向を酌んで募集をするわけですがけれども、そのときに、代理人自体株式会社ですので、極めて効率的といいますか、合理的な発注をしたりというようなことでありますので、似たようなことは、建設の場合のマネジメント、コンストラクション・マネジメントの世界で始まっているので、次の課題として重要な御指摘かなと思います。

今、利益相反でけしからんと言っているのは、自治体側がかなり慎重になりすぎていることが実際大きくて、法律上、絶対駄目と言っているわけでは決していないような感じなのですけれども、そこをむしろ自治体の仕事の目的を達成するために必要なのだよという言い方というか、論理の組み立ての方向性というのはあると思うので、次回以降、ぜひそういう検討もしていきたいと思います。

ありがとうございました。

○上村委員 何度も申し訳ありません。

今、根本委員がおっしゃった、法律上は問題ないかもしれないけれども、官側についてちょっと需要予測の仕事をしたばかりに、一切民に入れないという締め出しが余りにも多いので、今、また、官側が利益相反に関してかなり厳しく言い過ぎだという、そこはぜひお考えいただきたいと思います。

○石原委員長 よろしゅうございますでしょうか。

新しい御提案といいますか、問題意識が御披露されました。

それでは、今、上村委員からのいろいろな御指摘、あるいは委員会の中で指摘された問題等につきまして、基本的には今回のあれに入っているかと思います。足りない部分につきましては、今、言ったようなことを検討してみるということで、事務局のほうと相談してみたいと思います。

最後の確認につきましては、委員長の私に御一任いただけますでしょうか。

(「はい」という声あり)

○石原委員長 ありがとうございます。それではそうさせていただきたいと存じます。

根本委員からの御報告につきましても、いただいたということになるのですね。

それでは、続きまして議事の2、3、4、事業推進部会の報告でございますが、部会長である根本委員より御報告をいただき、その後、事務局より御説明をさせていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○根本委員長代理 ありがとうございます。

事業推進部会は、計画部会のほうで制度的な論点をしっかりと検討するという役割分担の上で、さらに事業を進めるために必要な方策、既にとられているものはどう改善すべきか検討する役割になっております。

今回は3つの資料を出させていただいております。1つ目が期間満了PFI事業の検証ということで、発端は期間満了の事業が出てきましたと。当然、施設そのものは残っていますので、その次をどうするのかということを考えなければいけない。PFIにしたのであれば、できるだけ民間を使うような形で進めるべきではないかという問題意識の下に、そうなっているかどうかというのを検証したものであります。

ということで、最終的には何らかのガイドラインなり、マニュアルが出ていくのだろうなという方向感を持った上での作業だったのですけれども、まだ十分な検証が間に合っていないことと、やはり一件一件かなり違うこともありまして、現時点で全てこうだと言い切るのは大変だろうということで、基本的な考え方ということで取りまとめております。

事後評価となっておりますが、議論の過程で出てきたのは、最後になってまとめるよりも、最初から事後評価のことを考えながら事業を組み立てていく。あるいは募集もかけていくことが、やはり大事ではないかということで、事後評価の検証とはなっておりますけれども、今後の新しいPFI等の案件を組み立てる上で必要な論点をまとめるという方向に議論をしておりました。最終的な結論が出ておりませんので、基本的な考え方にとどめております。

それから、民間提案につきましては、PFI法上、あるいは法律によらない民間提案が行われているということございまして、現状どうなっているのかということを改めて現段階で調査をしまして、やはり民間の能力を活用しようという制度ですので、最初の段階からできるだけ民間の能力や知恵を活用しやすい方向で事業の内容を設計すべきだろうという意味で、提案制度は非常に望ましいものではあるのですけれども、問題点もありますので、それについて整理をしているところであります。

4番目が公共施設の非保有手法です。これは冒頭の議事1のBOTもそうなのですけれども、公共施設を保有する方向で優遇的な政策が打たれているのではないかと。人口が増加している場合は、それでもいいのかもしれないけれども、人口減少時代に固定的な投資を促す方向を優遇するというのは、政策的におかしいのではないかという問題意識でスタートし

ております。

民間さんも恐らく投資をできるだけ控えていく方向に行くと思うのですが、国や地方が率先して施設を保有するのは、やはり政策的におかしいだろうということで、保有をしなくても公共サービスが提供できるような方法が、方向としては望ましいのではないかと、少なくともイコールフットィングにすべきではないかというようところで始まっております。

これも非常に大きなテーマでありますし、我が国の政策自体が、こういう投資促進型の政策に、体系的に補助金とかも含めてなっておりますので、そう簡単ではないので、結論にはまだ至っていないのですが、中間報告ということでお話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから、御説明をよろしく申し上げます。

○事務局より議事2「期間満了PFI事業検証ヒアリング結果およびPFI事業の事後評価等に関する基本的な考え方について」および議事3「民間提案制度に関する調査・検討について」、議事4「公共施設の非保有手法に関する調査・検討について」説明

○石原委員長 根本先生、何か感想とかございますか。

○根本委員長代理 いえ、ございません。

○石原委員長 よろしゅうございますか。

全体を通じまして、今の報告に対しまして、御質問等ございますか。

上村先生、いかがですか。

○上村委員 今の民間提案制度について、先ほどの話とちょっとかぶりますけれども、先ほど出ました岩手県のPPPエージェントですか、そういうような行政と民間をつなぐ組織の必要性を、今の中で改めて感じました。特に官側が民間提案に対して、ファイナンスなどはなかなか専門的なところで、今までの行政の管理サービスからもう少し進んだファイナンスのあり方みたいなのところを少し知っている方、あるいは勉強していただくということがないと、なかなか受けとめられない。幾らいい民間提案が出ても受けとめられなかったら、結局ははねつけられて、おしまいとなってしまいますので、そのところは、ぜひ官側の窓口の工夫、そして、そういった中間のコーディネーターの存在みたいなのところを合わせて、現実的に落とし込んでいくような民間提案制度にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○石原委員長 上村委員は、今後も引き続き委員として御活躍されますので、ぜひそのような御意見をいただければと思っております。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 それぞれ1点ずつです。

事後検証なのですけれども、あらかじめ、できるだけ事後検証をするという制度を仕込んでおいて、かつ同じような事業を直営でやった場合とどう違ったのか、いわゆるVFMみたいなのを考えたときに、事前にはこうだよねということをつくりましますけれども、実際どうだったのかなということは検証してみたほうがいい。

あと、やはり横展開を考えたときに、直営よりいいのだよねということを見せるのであれば、同じような事業、それは公営住宅、図書館、文化施設等々であろうと、あるいは水道でもいいのですけれども、そういったものが直営で同じような規模でやっていた自治体とかがあったときに、それと比べてどうだったのかなということを見せることができれば、エビデンスとして、要するに、PFIの効果というのを見せることができるので、意外と事後検証が難しいのは、やったところだけ見ている、効果があつたか、ないかというのは自己判断になってしまうので、むしろ客観的な評価ということであれば、やはりそういう従来型との比較というのをあらかじめ仕込んでおくというのがやり方かなと思いました。

あと、民間提案です。PFIに限らないのですけれども、民間提案はどこに提案するのという部分、多分今回ヒアリングしたところはいいところなのだと思うのですけれども、大体困るのがたらい回しに遭うか、原課で門前払いを食らうというパターンが多いのです。特にPFIはいきなり原課に提案しても、いやだと言うに決まっているので、やはりそこは自治体の中で、ワンストップの窓口をつくっていくという、多分横浜とかでは共創みたいな形でやっていますよね。なので、自治体の中で窓口をワンストップ化させるということはあってもいいかなと思いました。

あと、最後の非保有の話はこれから重要になってくると思ったのですけれども、公営住宅は入っていないのですか。民間のアパートの借り上げとかは入っているのですか。

○宇根企画官 あるのですけれども、アンケートの中には少なく、その他のところに入っています。

○佐藤委員 ボリュームゾーンでいうと、多分公営住宅かなという気がしています。

○宇根企画官 考え方としてはあり得ると思っていますが。

○佐藤委員 特にこれから公営住宅は老朽化して行って、恐らく建て替えも大変だというときに、一方で、アパートはなぜか最近じゃかじゃかできております。あれは相続税対策もあるのですけれどもね。あれはどうせ余るので、ある種そういう民間のアパートを公営住宅に転用していくやり方はあるといいのかなと思いました。

以上です。

○石原委員長 ほかにいかがでございましょうか。

谷口委員、どうぞ。

○谷口委員 いろいろおまとめいただきまして、大変ありがとうございます。勉強させていただきました。

2点質問ですけれども、資料2の期間満了事業検証のヒアリング結果は公表されるのだ

と思うのですけれども、このまま公表するのか、もうちょっと加工するのか。多分、これからPPP/PFIを検討される方は課題も含めてどうだったのかということを知りたいと思うので、そこは取舍選択をせずに公表した方が良いと思います。が一方で、佐藤先生がおっしゃったように、これだけ見てしまうと難しかったということになってしまうかもしれないので、やらなかった場合と比較するのは、本当に重要な御指摘だったと思いました。

2点目が、民間提案制度というのは非常に面白いなと思ったのですが、1番目の事業の構想なしで、さらに随意契約という強力なインセンティブがついている事例があることに、こういうことができるのですねと、とても驚きました。私はこういうのは難しいのかなと思っていたのですが、例えば国でもこういうことができるのですか。今、これは自治体の話ですけれども、国でもこういう民間から提案でインセンティブを随意契約にしますみたいなことは、やろうと思えば、制度上できるのですかというのが質問です。

○宇根企画官 谷口委員からの2点の質問についてですけれども、まず、公表については、この形で公表させていただきたいと思っています。課題とかも含めて、掘り下げてもう少し分かるようにしたほうがいいのではないかというお話がありましたけれども、今後、マニュアル等を作っていく中で、そういった事例とかもふんだんに入れて、具体的なやり方が分かるような形とか、やった人がどういうことを課題に思ったか分かるような形で公表させていただきたいと思っています。

ヒアリングについては、本音を引き出したいと思って、余り名前とかを出さないような形で、いろいろ意見をいただいていますので、これについて、これ以上細かくするのは、今回は控えさせていただきたいと思っています。

2つ目の質問で、民間提案について、事業を特定せず随契でやるのが国でもできるのかということですが、これについては、まず、随契と単純に書いて、私は余り細かく説明していないのですが、今回のケースについても、民間提案をされて、提案内容が良ければ全て随意契約するというのではなくて、随意契約に該当するようなもの、随契可能なもののルールが別にありますので、そのルールに該当すれば随契ができるということでございます。国できるかということについては、ちゃんとしたルールの中であれば、できなくはないです。ただ、事業の特性等をよく見ていかななくてはいけないと思っています。

○根本委員長代理 根本のほうから補足させていただきますと、まず、佐藤委員からあった公営住宅の件は、セーフティネットの制度を今やっているもので、実は、それはもう本当に非保有の公営住宅なのですけれども、恐らく回答する自治体側が、そういうことを聞かれていると思わなかったのではないかと考えていて、これは質問の仕方もこれから工夫していかなければいけないなということだろうと思っています。

非保有なので、例えば今までは公設の老人ホームをつくっていたけれども、これからは民間、社福にやってもらって、介護保険を使えますよみたいなものも、実は非保有なのです。なので、非常に幅が広いという概念になるので、そういうものも当然含めていかなければいけないと思うのですけれども、概念整理をしっかりとした上で、問いかけをしていくこ

とが必要だろうなと思っています。

それから、谷口委員からの随契の話は、これは2016年の10月に内閣府と総務省と国交省の連名で、官民対話ガイドというのをを出してしまして、その中で、随契ではなくて選抜交渉型というカテゴリーを出して、これはWTOルールとの関係もしっかり整理をした上で書いたものでございまして、国も当然やろうと思えば可能ということです。

今、事務局から御説明があったように、それぞれの団体が持っている随契要件がありますので、それをクリアするのは当然のことということと、もう一つは、機会平等という考え方です。いきなり何かブラックボックスで提案が出てきて、これはいいからやりましょうではなくて、提案を求めるところは、しっかりと透明公平なプロセスを踏むのが当たり前ということです。結果的に、これは非常にいいから頑張って交渉してみようではないかとなって、随契要件をクリアすれば、それは結果として随契になるだけで、最初から随意ではないというところは、ちょっと論点を整理していただきたいと思います。

以上です。

○宇根企画官 谷口委員の質問だけ答えて、ほかを答えていなかったのも、答えさせていただきたいと思います。

まず、上村委員から、民間提案についても官民をつなげるコーディネーターが重要なのではないかという御意見がありましたけれども、それは、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、利益相反の話もあるということなので、その辺はしっかりと勉強したいと思いますが、それ以外にもいろいろやり方があるのではないかなと、例えば、民との事前協議とか、そういったところに官のアドバイザーも入って、民間も入った中で、一緒に協議をやっていくとか、あとは提言の中で、資格制度とかを挙げていましたけれども、そういった資格を持った方々が行って、コーディネーター的に官と民をつなげるような役割を果たすとか、いろいろなやり方があると思いますので、その辺は、委員から指摘のあった官民両方にアドバイザーで入れるかどうかも含めて、ほかのやり方も含めて、どういったやり方が可能か、しっかりと勉強させていただきたいと思います。

あとは佐藤委員からあった事後評価の直轄の場合との比較というのは、今後、マニュアルを策定していきますので、その中で事例等を入れて、しっかりと分かりやすい資料にしたいと思います。

あと、民間提案について、どこに相談するかというのがよく分からないというのが、課題ではないかという話がありましたけれども、やはり部会での調査の中でも、受付体制をしっかりとするのが重要ではないかという御意見がありました。提言の中でも、行政の受付体制をしっかりと整備すべきという話もいただきましたので、そこは今後、しっかりと検討して促していきたいと思います。

あとは非保有で公営住宅の話がありましたけれども、今回のアンケートでは余りクローズアップされていないですけれども、今後、事例集とかを作っていきますので、やはり有効というお話もありましたので、よく内容も見ながら、有効なケースを選んで紹介するよ

うな形で対応していきたいと思えます。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。御質問、御意見はもうございませんですか。

それでは、本日の議事につきましては、ここまでとさせていただきたいと思えます。

皆様からいろいろな御意見をいただきまして、ありがとうございます。

事務局から、何か連絡事項はございますでしょうか。

○波々伯部参事官 本日、時間の都合で詳しい説明を割愛させていただきましたけれども、参考資料を幾つか配付させていただいております。

最新のトピックということで、参考資料3以降なのですけれども、参考資料3が、昨年5月に協定プラットフォームというのを内閣府と国交省のほうで新設いたしましたして、その二次募集を現在行っているというプレス資料でございます。

それから、参考資料4は、内閣府の予算措置といたしまして、自治体の初期の案件形成の取組を支援しているということの支援措置、来年度の支援に関しての募集を今行っているという資料でございます。

参考資料5が、今の国会に閣議決定で提出をされておりますけれども、道路法の一部を改正する法律案を国交省のほうから提出しているものでございます。PFIとの関係で言いますと、法案の概要の2ポツで、特定車両停留施設というものを道路附属物として位置づけて、例えば新宿にありますバスタのような施設などがそれになります。ここで運営権者が利用料金を収受することが可能とするような特例規定を置くことで、これらの施設の運営に、今、コンセッション制度を導入していこうというような中身が含まれております。

それでは、本日で御退任される委員の方々もおられるということで、統括官の井上のほうから、事務局を代表いたしまして一言、御挨拶をさせていただきたいと思えます。

○井上統括官 井上でございます。本日も熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

先生方の御尽力によりまして、本日「PPP/PFIの更なる推進に向けた施策の方向性について」を、おおむね取りまとめていただくことができました。

本日いただきました方向性につきましては、アクションプランの改定等に向けた今後の議論の参考にさせていただきたいと思っております。

それから、今、申し上げましたとおり、私から御紹介申し上げるのも僭越でございますけれども、本日の推進委員会をもちまして、石原委員長、根本委員長代理、それから、佐藤委員には、委員を御退任にいただく御予定となっております。

石原委員長、根本委員長代理、佐藤委員におかれましては、石原委員長は平成25年10月から、根本委員長代理は平成21年12月から、佐藤委員も同じく平成21年12月から、大変長きにわたりまして、PFIの推進に関しまして、貴重な御助言をいただきました。誠にありがとうございました。

石原委員長が御就任された以降で申し上げましても、平成27年、それから、平成30年のPFI法の改正に向けた御検討、それから、毎年のアクションプランの改定に向けた御検討など、様々な制度改正、施策の推進に御尽力をいただきました。

おかげさまをもちまして、PFIの実施件数は着実に伸びておりまして、様々な取組が広がってきておると思っております。

一方で、本日の御議論にもありましたとおり、まだまだ様々な課題も残っていると認識をしております。

石原委員長、根本委員長代理、佐藤委員におかれましては、委員御退任後も引き続き、PFIのさらなる普及に関し、濃密に御指導、御協力をいただければ幸いですので、どうかよろしく願いをいたします。

改めまして、長い期間にわたり御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

一言、御挨拶をさせていただきました。

○波々伯部参事官 それでは、御退任される委員の皆様からも、恐れ入りますが、一言ずつ御挨拶をお願いいたしたいと思っております。

まずは石原委員長から、よろしく願いいたします。

○石原委員長 石原でございます。

今、御紹介いただきましたように、2013年10月、PFIの推進機構が設立されたのに伴いまして、渡前委員長が推進機構に行かれましたので、バトンタッチというような形で、委員長を務めさせていただいたということかと存じております。以来、3期、6年余りということでございまして、任期を全うすることができましたのも、ここにおいでの方、あるいは事務局の皆様のお力のおかげと、改めて感謝申し上げたいと思っております。

私も幾つかこういった会議の司会役を務めさせていただいておりますが、この委員会は非常に自由闊達と申しますか、活発に御発言いただく先生方ばかりでございまして、こちらのほうから御発言を促すことは必要なくて、逆に終了時間を変更するというようなことも、ちなみに事務局から今11時15分頃と、ちょうどぴったりかと思っておりますが、大体そのようなことで過ごしてきたわけでございます。

先ほど統括官からお話ございましたように、当時のPFIと申しますと、関西、あるいは仙台の空港の民営化といったようなことから、PFIに関する関心が高まりつつあったということだと思っておりますけれども、2018年は740件を超えた。委員の先生方、あるいは内閣府の推進室のここにおられる皆様方の御努力の成果ということに、改めて敬意を表したいと思っております。

御紹介がございましたように、昨年はPFI法の施行から20年が経過する非常に節目の年でございまして、先ほどいろいろ問題点、あるいはこれから解決すべき御指摘等がございましたけれども、PFI事業導入のさらなる加速を期待しておる次第でございます。

本当に長い間ありがとうございました。

○波々伯部参事官 どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、長年にわたりまして委員長代理をお務めいただくとともに、部会でも中心的な役割を果たしていただきました根本先生、よろしく申し上げます。

○根本委員長代理 根本です。いろいろとありがとうございました。

大学の教員は異動とか、転勤がないので、統括官とか、審議官は多分6代目ぐらいでしょうか。いろいろとお世話になりました。事務局が非常に有能で、アクティブに検討できたことに感謝を申し上げます。

20年が長いのか、短いのかということなのですが、私は鹿児島出身なのですが、大久保利通が西郷に向かって「明治は30年から始まるのだ」と言って、はやる西郷をいさめる逸話があるのですが、PFIも20年、最初の10年は開発と広報の10年だったと思います。いろいろな制度を開発して、マニュアルを整備して、ガイドラインを整備して、今回、私がいた10年というのは、実績が出てくる中で明らかになった問題点を改善して、自治体さん等に啓発をしていく、あるいは人材育成の啓発をしていく10年だったと思います。

本当を言うと、もう成果がどんどん出ていないといけませんけれども、PFI等の案件の数を増やしたり、金額を増やしたりすることが目的ではなくて、それを通じて国や地域の抱えている課題をいかに解決していくのかということだろうと思いますので、そういう意味では人口減少だとか、公共施設等の老朽化とかという問題が解決されているわけでは全くないことを考えると、ちょっとゴールが先になる感じになりますけれども、次の10年は、やはり実行と解決の10年にしていきたいなと。そういう意味では、ちょうどいいタイミングで私も国のアドバイザーを退くことになるので、今後は民間さんにつくのかどうか分かりませんが、全然違う立場から、大いに注文を出させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○波々伯部参事官 ありがとうございました。

それでは、こちら5期、10年の長きにわたりまして委員をお務めいただきました佐藤先生、よろしく申し上げます。

○佐藤委員 10年もやっていたんですね。

さようならと言いたいところなのですが、実は私は経済財政一体改革推進委員会と規制改革推進会議にいますので、実は皆さんとまたお会いするという、単にこの場でさようならというだけであります。

私は財政学者でありますので、財政の立場からPFIの問題を見てまいりました。今、根本先生からも御指摘があったとおり、財政、特に地方財政は施設の老朽化とか、人口減少とか、多くの課題を抱えております。こういったものに対する対処、処方箋の一つかなとPFIを位置づけております。

また、内閣府的に言うと、やはり成長なくして財政再建なしなので、いかにこの財政再建という、さもないと、デフレ的な政策と経済成長を両立させるかという観点から見れば、PFIは非常に大きな鍵になるのではないかと、勝手に期待しているわけでありまして。

あと、私は文化的に考えると、官民の壁というのはあるわけで、公共と民間は違うという二分法がずっとまかり通っていたと思うのですが、PFIとか、PPPのいいところは、その外壁を取り除いていく。つまり公共サービスを民間がいろいろ提案をしたり、マネージをしていったりすることによって、公共の中に民間的な手法というのが浸透していくということもありますので、これからの若い人のことも考えると、公務員が一生公務員でいるわけでもないし、民間にいる人がずっと民間でいるとも限らないので、やはり人材の流動化という観点から見ても、この官民の壁をいかに取り除いていくかという文化の統合を進めていくことがいいのかなと思っております。

とりあえず、10年間お世話になりました。また引き続き、いろいろとほかの場所でもよろしく申し上げます。

○波々伯部参事官 皆様、本当にありがとうございました。

最後に事務連絡となります。今後のスケジュールでございますけれども、参考資料2にもございますとおり、次回は、本日御議論いただいた施策の方向性などを踏まえまして、PPP/PFI推進アクションプラン、令和2年改定予定の案を作成いたしまして、御審議をいただくことを予定しておりますので、よろしくお願いたします。

時期については5月頃を予定しておりますが、御留任いただく上村先生、谷口先生につきましては、今後の日程調整の上、改めて御連絡をさせていただきます。

また、今日の後半で議論させていただきました事後評価ですとか、民間提案のほうも、引き続き、事業推進部会などで御議論をいただいて、マニュアルとかの形にしていきたいと考えておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いたします。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。